

浄化槽の人槽算定における住宅の面積基準について

令和2年春期部会

静岡県内の戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の算定においては、JIS A 3302-2000 表 2-イ 住宅における値「130」を「145」として運用する。

静岡県内における運用(JIS A 3302-2000 表)

類似用途別番号	建築用途			処理対象人員		
				算定式	算定単位	
2	住宅施設関係	イ	住宅	$A \leq 145$ の場合	$n=5$	n: 人員(人) A: 延べ面積(m <sup>2</sup> )
				$145 < A$ の場合	$n=7$	

※ 145 m<sup>2</sup>以下の住宅に7人槽を設けることを妨げるものではない。実情に応じ、適切な規模の浄化槽を選定すること。

<参考>

令和3年2月1日住安第 3117 号、-2、-3

静岡県内の戸建住宅に設ける尿尿浄化槽の処理対象人員の算定における基準となる値の取り扱いについて